

荒尾梨販路拡大推進事業支援業務委託 基本仕様書

1 業務名

荒尾梨販路拡大推進事業支援業務

2 業務の目的

本市を代表する特産品「荒尾梨」については、かつて本市が炭鉱のまちとして栄えており、全国から集まった炭鉱労働者が新高梨を親戚や知人への贈答品として送っていたこと、贈答品用とするために着果数を制限した大玉栽培を行っていたこと、樹上完熟させるため通常の9月中旬ではなく10月から収穫すること等が「荒尾ジャンボ梨」というブランドを定着させ、知名度及び人気の向上並びに販売促進につながっていた。

しかしながら、近年の自然災害及び異常気象による10月収穫シーズンの新高梨における栽培リスクの高まりや、梨の木の老木化、農家の高齢化等により、廃園する梨農家が増加している状況となっている。

また、販路については、庭先販売と個人市場出荷が中心であるが、社会情勢、風習、家族構成等の変化により贈答品用の需要が激減しており、市場出荷についても安値で推移していることから、梨農家の経営が不安定な状況が続いている。

これらの状況を踏まえて、荒尾梨の産地として継続させていくため、梨農家・J A・荒尾市が一体となって、戦略的に新たな販路を開拓することで、梨農家の経営安定化及び農業所得の向上につながることを目的に本事業を実施するものである。

なお、本事業は令和3年度から令和5年度までの3か年での事業展開を予定しており、今年度は主に、荒尾梨の現状分析、マーケティング戦略の構築、ブランド開発等を行うこととしている。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務内容

(1) マーケティング戦略の構築支援

ア ワークショップの開催

荒尾梨の販路拡大のためのマーケティング戦略を策定する上で、梨農家、J A、熊本県、荒尾市等の関係者の当事者意識の醸成、共通認識の形

成、チームビルディングの構築等を目的に、関係者を対象としたワークショップの企画、運営支援等を行う。また、ワークショップに係る資料の作成補助、ファシリテータの手配、会議録の作成等を行う。

- ・ワークショップの出席者は20名程度（事務局含む。）を予定している。
- ・ワークショップの回数は4回以上とする。
- ・ワークショップの各回の内容、手法等については、提案事項とする。なお、新型コロナウイルス感染症対策や梨農家の繁忙期（9月中旬～10月中旬）、一般市民にも分かりやすい進め方等を十分踏まえた内容、手法等を提案すること。

イ 荒尾梨の現状分析

荒尾梨の生産状況、産地としての現状、市場動向等について、客観的情報からの現状分析を行う。現状分析手法については提案事項とする。ただし、競合調査分析、顧客調査分析及び市場調査分析については必須とする。

ウ 専門家によるヒアリング

ワークショップで導かれたマーケティング戦略案を検証するため、流通関係者、百貨店バイヤー等の果物販売の専門家によるスクリーニングを実施する。ヒアリング対象者、実施手法、ヒアリング内容等については提案事項とする。

エ マーケティング戦略の構築支援

上記①～③を踏まえ、荒尾梨販路拡大のためマーケティング戦略の構築支援を行う。

オ ロードマップの作成支援

マーケティング戦略をより具現化するとともに、本事業を発展的に展開し、本事業の目的を達成するための具体的な事業計画（令和4年度から令和5年度まで）の作成支援を行う。

(2) マーケティング戦略に基づくブランド開発

ア ブランド開発

マーケティング戦略に基づき、荒尾梨の商品価値を高める創造性豊かな表現手法の開発を行う。ネーミング開発（名称）、ビジュアル開発（意匠）及びキャッチコピーの開発は必須とし、その他は提案事項とする。

イ PR素材の制作

上記ブランド開発、令和4年度以後の販路拡大の取組等に活用できるPR素材の制作を行う。PR素材については、マーケティング戦略に基づき決定するが、ECサイト用のPR素材（バナー等）は必須とする。

5 成果品の提出

- ・ 事業実施報告書 5 部
- ・ マーケティング戦略 5 部
- ・ ロードマップ（令和 4 年度～令和 5 年度） 5 部
- ・ 本事業で制作した P R 素材（電子データ含む。）
- ・ 本事業で作成、使用したデータ等（紙媒体及び電子データ） 2 部

6 成果品の二次利用（電子及び紙媒体）

- ・ 委託者が行う事業での利用及び配布に利用（複写・加工による利用を含む。）

7 その他留意事項

- (1) 企画の実施に係るものについては、委託者と十分協議すること。
- (2) 交通費（打合せ、準備に伴う交通費等）については、受託者の負担とする。
- (3) 原則として、事業実施に係る関係機関との協議・折衝は受託者の責任において行うこと。
- (4) 成果品に係る著作権については、荒尾市に帰属する。

8 本仕様書

本仕様書は、プロポーザル審査会の結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行った上で、別途作成する。